

板橋区立学校施設開放事業運営要綱

(平成28年3月30日 教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立学校施設開放条例（平成27年板橋区条例第50号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則（平成27年教育委員会規則第30号。以下「規則」という。）の規定に基づき、学校教育上支障のない範囲内で、社会教育その他公共の用に供するため、東京都板橋区立学校（以下「学校」という。）の施設（以下「学校施設」という。）を開放するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(開放形態)

第2条 学校施設の開放形態は次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第2条第2号に掲げる学校施設は、規則に基づき団体登録を受けたもの（以下「団体」という。）への開放及び子どもの遊び場の使用とする。
- (2) 条例第2条第1号及び第3号から第6号までに掲げる施設は、団体への開放とする。

団体開放（第3条～第20条）

(開放日時)

第3条 団体への学校施設の開放日時は、別表1のとおりとする。

(学校施設の開放)

第4条 規則第13条に規定する開放予定表に基づき、一斉受付又は使用日調整会議（以下「調整会議」という。）により学校施設の使用承認をする。ただし、教育委員会が認めた場合は、一斉受付及び調整会議以外の方法で学校施設の使用承認をすることができる。

- 2 教育委員会は、一斉受付又は第15条の規定により学校施設の使用承認をしている学校に調整会議を設置するよう努めるものとする。
- 3 学校は、前項の規定により調整会議が設置された場合においては、調整会議により学校施設の使用承認をするものとする。

(一斉受付)

第5条 教育委員会は、前条に規定する一斉受付を毎月20日に実施する。ただし、閉庁日等で20日に実施できない場合は、日程を変更することができる。

- 2 一斉受付に参加できる者は、団体の構成員とする。
- 3 一斉受付の参加者は、団体登録証を持参しなければならない。
- 4 一斉受付では次の各号の事項を行う。
 - (1) 学校施設を開放する日時の提示
 - (2) 団体の学校施設の使用日時の決定
 - (3) 申請書の受理及び承認書等の交付手続き
 - (4) その他、運営上必要な説明
- 5 一斉受付の実施日等は、別表2のとおりとする。
- 6 一斉受付による団体の使用日時の決定は、団体同士の協議で決定する。

(調整会議)

第6条 学校は、調整会議を開催することができる。

- 2 調整会議に参加できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 学校職員
 - (2) 当該学校を使用する団体の構成員
- 3 調整会議の参加者は、団体登録証を持参しなければならない。
- 4 調整会議では、次の各号の事項を行う。
 - (1) 学校施設を開放する日時の提示
 - (2) 団体の学校施設の使用日時の決定
 - (3) 申請書の受理及び承認書等の交付手続き
 - (4) 使用上の注意事項の説明及び苦情等の情報提供
 - (5) 学校支援となる活動の依頼

(調整会議の開催)

- 第7条 調整会議は、原則2か月に1回の開催とし、開催月の翌月・翌々月の使用調整を行う。ただし、学校施設の開放に支障のある場合は、これを変更することができる。
- 2 調整会議の実施日時等は、別表2のとおりとする。
 - 3 調整会議は、開催月の1日から10日までの期間で、学校が指定する日時及び場所で行う。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを変更することができる。
 - 4 調整会議の開催は、初回に限り教育委員会から団体に通知する。2回目以降は調整会議内で周知し、教育委員会は開催日程を区ホームページで随時公開する。

(調整会議の準備)

第8条 学校は、学校行事等で開放しない学校施設及び日時を開放予定表に記載し、調整会議開催の3日前までに教育委員会に提出する。

- 2 教育委員会は、提出された開放予定表の内容を確認し、開放予定を区のホームページで随時公開する。
- 3 学校は、調整会議に必要な物品等を別表3のとおり準備する。

(調整会議の流れ)

第9条 調整会議の司会進行は、2回目まで教育委員会が行い、3回目以降は使用団体の輪番制により行う。

- 2 調整会議の実施方法等は別に定める。

(調整会議での使用決定方法)

第10条 調整会議による使用決定は、団体同士の協議で決定する。ただし、協議による決定が困難な場合は、次の優先順位で決定する。

- 第1順位 少年・少女団体
- 第2順位 PTA 団体
- 第3順位 高齢者団体・障がい者団体
- 第4順位 一般団体

- 2 同順位の団体から同時に申請があった場合は、抽選によるものとする。

(調整会議での学校の役割)

第11条 学校は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 団体登録証の確認
- (2) 開放予定表の確認
- (3) 使用申請受付書(一般団体)及び使用承認書(減額免除団体)の交付。
- (4) 使用上の注意事項等の説明
- (5) 次回の調整会議日程の周知
- (6) その他調整会議に必要な事項

(調整会議での団体の役割)

第12条 使用団体は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 使用申請書の作成及び提出
- (2) 開放予定表への記載
- (3) 鍵の受領に関する団体との連絡調整
- (4) 輪番制による司会進行
- (5) その他調整会議に必要な事項

(使用承認書等の提出)

第 13 条 学校は、調整会議の翌日に、使用承認書（一般団体）、使用料減額免除申請書（減額免除団体）、開放予定表及び受付名簿を教育委員会へ提出する。

(調整会議実施後の受付)

第 14 条 調整会議開催以降は、教育委員会が申請の受付及び使用承認書を交付する。

2 教育委員会は、使用する日の 7 日前までの申請を受付し承認する。ただし、申請の受付は当該調整会議に参加した団体に限る。

(一斉受付及び調整会議を実施しない学校の手続き)

第 15 条 一斉受付及び調整会議を実施しない学校は、当該学校において申請の受付及び使用承認書の交付の手続きを行う。

(納付書の交付)

第 16 条 教育委員会は、学校施設を使用する団体に納付書を交付する。ただし、校庭照明設備を有する校庭を夜間に使用する団体を除く。

(使用料の納付)

第 17 条 学校施設を使用する団体は、規則第 10 条の規定により、教育委員会の交付する納付書により、区の指定した金融機関に使用料を納付する。ただし、校庭照明設備を有する校庭を夜間に使用する団体にあつては、現金により教育委員会に使用料を納付するものとする。

(納付期限)

第 18 条 学校施設を使用する団体は、教育委員会が交付する納付書の起票日から 20 日以内に使用料を納付しなければならない。ただし、校庭照明設備を有する校庭を夜間に使用する団体を除く。

(納付の確認)

第 19 条 教育委員会は、毎月 20 日までに支払い状況リストを抽出し、使用料の納付状況を確認する。

(納付の督促)

第 20 条 教育委員会は、前条の確認により、納付期限を 1 か月過ぎても未納であることが判明した団体（以下「未納団体」という。）に督促通知を送付する。

- 2 教育委員会は、督促通知を送付後も納付の確認が取れない場合、未納団体に電話等で催告を行う。
- 3 教育委員会は、前項の催告を行ってもなお納付の確認が取れない場合、催告時の納付期限の翌月から申請を受理しないものとする。
- 4 教育委員会は、申請を受理しないことを決定した日から7日以内に、未納団体の情報を学校へ通知する。

子どもの遊び場（第21条～第27条）

（子どもの遊び場の実施校）

第21条 子どもの遊び場は、全小学校において実施する。ただし、規則第2条第2項の規定により、教育委員会は、当該学校長の意見を聴き、必要と認めた場合は、この限りではない。

（使用対象者）

第22条 子どもの遊び場使用対象者は、規則第8条ただし書きに規定する場合における小学生、中学生及び付添人のある幼児とする。ただし、教育委員会は、当該学校長の意見を聴き、校庭の規模や安全確保等の事由により必要と認めた場合は、使用対象者を制限することができる。

（子どもの遊び場指導員の設置）

第23条 子どもの遊び場の実施校には、校庭を使用する者の安全の確保及び門扉の開閉、遊具等の貸し出しを行う子どもの遊び場指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（指導員の職務）

第24条 指導員は、次に掲げる職務を担う。

- （1）門扉の開閉を行い、鍵を適切に保管する。
- （2）当日の天候状況により、実施又は中止の判断を行う。
- （3）使用者の遊具の貸し出しを行い、遊具の使用方法等を指導する。
- （4）危険な遊びや他の子どもに危険が及ぶような遊びについて指導し、安全確保に努める。
- （5）使用者が誤って校舎のガラス等を破損した場合は、警備会社に連絡し片付けを行う。
- （6）怪我人や病人に対し、適切な処置をする。
- （7）教育委員会が指定する期日までに、子どもの遊び場日誌に必要事項を記入し、印鑑捺印のうえ学校長へ提出する。

- 2 教育委員会は、「子どもの遊び場指導員の手引き」を作成し指導員に周知する。

(指導員の選任及び配置)

第 25 条 教育委員会は、次の各号の要件を備える者を面接し、指導員を希望する者と当該学校の事前面接の結果、指導員に選任し、登録する。

- (1) 健康で指導員の職務に理解と熱意があり、積極的に活動ができる者
- (2) 子どもたちの安全管理のため、的確な判断と迅速な対応ができる者
- (3) 実施校及び教育委員会と連携し協力できる者

2 指導員を希望する者は、履歴書（別記第 1 号様式）及び子どもの遊び場指導員希望調書（別記第 2 号様式）を教育委員会に提出する。

3 指導員の任期は 1 年とする。ただし、本人の意向や当該学校の学校長の意見等を聴取し、必要に応じて再任することができる。

4 指導員の配置先は、指導員と当該学校の学校長の希望を考慮し、教育委員会が決定する。

(指導員の年齢)

第 26 条 指導員は、健康で職務に専念できることを前提に年齢満 75 歳未満とする。ただし、特段の事情がある場合は、その都度協議し決定する。

(指導員の謝礼)

第 27 条 指導員への謝礼は別表 5 のとおりとする。

2 指導員への謝礼金の支払は口座振替によるものとし、口座は支払金口座振替依頼書（別記第 3 号様式）により確認する。

共通事項（第 28 条～第 31 条）

(禁止事項)

第 28 条 学校施設使用についての禁止事項は次の各号のとおりとする。ただし、第 1 号から第 6 号までの規定は、団体開放をする場合について適用する。

- (1) 使用承認を受けた権利の譲渡及び転貸
- (2) 申請や使用承認の内容と異なる使用
- (3) 使用時間の前倒し及び時間を超過した使用
- (4) 使用承認を受けた場所及び指定場所以外への立ち入り
- (5) 体育館及び校舎内への土足での入室
- (6) 承認を受けた団体以外の者の入室
- (7) 自動車での来校及び施設内への駐車、施設周辺の違法駐車
- (8) 指定場所以外への駐輪
- (9) 施設内及び施設周辺での喫煙行為

- (10) 騒音となる恐れのある音を出す活動
- (11) 施設周辺で時間に関係なく大声で騒ぐ行為
- (12) 活動時に必要な水分補給以外の飲食
- (13) 学校施設開放用に指定された備品以外の使用
- (14) 大会や発表会の実施を主とする使用
- (15) 撮影を許可なくする使用
- (16) 施設等を破損・汚損する恐れのある行為
- (17) 危険又は他人に迷惑や不快感を与える行為及びその使用
- (18) 施設等を破損・汚損する恐れのある用具、危険物の持込み

(遵守事項)

第 29 条 学校施設使用についての遵守事項は次の各号のとおりとする。ただし、第 9 号から第 10 号までの規定は、団体開放をする場合について適用する。

- (1) 学校教育及び管理上の支障がないように使用すること。
- (2) 使用する学校及び教育委員会の指示に従うこと。
- (3) 施設・設備及び備品に破損等が発生した場合は、速やかに学校及び教育委員会に報告すること。
- (4) 施設・設備及び備品に破損等が発生した場合は、必ず弁償すること。
- (5) ゴミは全て持ち帰ること。
- (6) やむを得ず使用を中止する場合は、速やかに学校及び教育委員会に報告すること。
- (7) 承認された使用時間（準備・後片付け・清掃を含む）を厳守すること。
- (8) 使用場所の清掃及び原状回復すること。
- (9) 火気・水道栓・消灯等の確認及び戸締り・施錠・機械警備のセットを行うこと。
- (10) 使用後は必ず、鍵の返却及び使用報告書を提出すること。

(事故責任)

第 30 条 施設の使用に関係なく来校した関係者全ての者の怪我・事故等は、施設・設備上の原因である場合を除き、使用団体が全ての責任を負う。

(委任)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、教育長決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降の学校施設の開放に係る手続きその他の行為について適用する。

付 則

この要綱は、教育長決定の日から施行する。

【別表1（第3条関係）】 団体開放 開放日時

小学校	開放日時（12月29日から1月3日を除く。）	
	土曜日、日曜日及び祝日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
校庭	午前9時から正午まで	
	午後6時から午後9時まで （夜間開放する学校に限る。）	
体育館 クラブハウス 地域開放教室 教室	①午前9時から正午まで ②正午から午後3時まで ③午後3時から午後6時まで ④午後6時から午後9時まで	午後6時から午後9時まで

中学校	開放日時（12月29日から1月3日を除く。）	
	土曜日、日曜日及び祝日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
校庭	午後7時から午後9時まで （校庭は、照明設備を有し、夜間開放する学校に限る。）	
体育館 柔剣道場（武道場） 教室		

【別表2（第5条、第7条関係）】 団体開放 実施日時等

	一斉受付	使用日調整会議
運営主体	教育委員会	当該開放校、使用団体
実施日	原則毎月20日（20日が閉庁日の場合は翌開庁日）	実施校が指定する平日
受付時間	午前9時から9時30分まで	実施校が指定する時間
実施場所	区役所本庁舎会議室	実施校が指定する場所（校内）
出席者	(1) 区職員 (2) 規則第4条に規定する団体登録の構成員で、団体登録証を持参した者	(1) 学校職員 (2) 規則第4条に規定する団体登録の構成員で、団体登録証を持参した者
申請できる曜日	土曜日・日曜日・祝日	全ての曜日
開放施設	(1) 夜間校庭（一部金曜日あり） (2) 体育館	(1) 校庭（夜間開放は除く。） (2) 体育館 (3) クラブハウス（小学校のみ） (4) 地域開放教室（小学校のみ） (5) 柔剣道場（武道場）（中学校のみ） (6) 教室

【別表3（第8条関係）】 調整会議に必要な物品等

使用日調整会議必要物品	
(1) 受付名簿	(2) 受付番号札 (3) 机上用番号札 (4) 開放予定表 (3部)
(5) 使用申請書及び記載例	(6) 使用報告書 (7) その他必要物品

【別表4（第27条関係）】 子どもの遊び場指導員謝礼金

時間帯 実施月	午前	午後
3月～9月	2,570円 (2,308円)	3,430円 (3,080円)
10月～2月	2,570円 (2,308円)	2,570円 (2,308円)

※（ ）内は源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税 10.21%を差し引いた後の金額。

履 歴 書

平成 年 月 日作成

写真

- 1 本人単身胸から上のもの
- 2 大きさ 縦4cm 横3cm
- 3 写真の裏面に氏名を記入のうえ、のりづけ

ふりがな		性別
氏名	印	男・女
生年月日	大正昭和 年 月 日生 (才)	
現住所	(〒 -)	電話番号
その他連絡先	(〒 -)	電話番号
期 間	職 歴	
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年 月 ~ 年 月		
年	月	免 許 ・ 資 格
健康状態	趣味	
応募動機		
利用可能交通機関(複数回答可) <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他()		最寄駅 線 駅 線 駅
特技(子どもたちにできること)	学校の配置についての希望校(学校名や地域) 1 2 3	
自由意見		

事務局欄

事務局欄

平成 年度 子どもの遊び場指導員希望調書

あて先 板橋区教育委員会		記入 年月日	平成 年 月 日	
氏名	(フリガナ)	印	年齢	才
			現在の 従事校	小学校
住所	(〒 -) (区・市)			
電話番号	自宅	携帯電話		

私は、平成 年度の子どもの遊び場指導員の登録を希望します。
 なお、下記の事項を承諾します。

<登録に係る承諾書>

平成 年度子どもの遊び場指導員承諾書	
<p>私は、下記事項を了承し、子どもの遊び場指導員として従事することを希望します。</p> <p>また、学校開放（子どもの遊び場実施）にあたっては、教育委員会及び学校の指示に従います。</p>	
1 期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
2 謝礼	裏面のとおり
3 配置校	教育委員会の指示による

※従事を希望される学校名及び地域名を記入してください。

従事を希望する小学校名	
従事可能な地域名	

謝礼金

月	時間帯	午前	午後	合計（1日）
3月～9月		2,570円 (2,308円)	3,430円 (3,080円)	6,000円 (5,388円)
10月～2月		2,570円 (2,308円)	2,570円 (2,308円)	5,140円 (4,616円)

<源泉徴収の額が変わります>

※ 平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が交付されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収税と併せ復興特別所得税を差し引くことになりました。

つきましては、支払金額から源泉徴収所得税10%と源泉徴収すべき所得税の額の2.1%を復興特別所得税として徴収させていただきます。

（ ）内の金額が差引後の支給額となります。

(注意事項)

謝礼は実績に基づき、翌月の20日までに振込みを行います。ただし、各金融機関によって実際に振り込まれる日にちが異なりますので、ご了承ください。